圧縮水素及び圧縮天然ガス等充填設備に係る安全対策

（圧縮水素及び圧縮天然ガス等充てん設備）

第◯条　圧縮水素及び圧縮天然ガス等充てん設備については高圧ガス保安法第５条又は第１４条の許可を受ける必要があるが、当該設備が併設されている給油取扱所については、圧縮水素及び圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関することを次の事項別により定めること。

２　設備が危険な状態になった場合の措置

３　事故、災害に対する措置